

記 録

令 和 8 年 2 月

日向市農業委員会定例総会議事録

令和8年2月27日（金）

記 録

令和8年2月農業委員会定例総会議事録

令和8年2月農業委員会定例総会を令和8年2月27日（金）午後3時00分から日向市中央公民館 第4研修室において開催する。

農業委員の出欠

出席委員（13名）

1番	股野満男	2番	細川豪邦
3番	甲斐英教	4番	前川ふじ子
5番	平野直樹	6番	山本孝志
8番	鈴野浅夫	9番	治田健
10番	松木親則	11番	山本恵子
12番	黒木耕作	13番	池田慶子
14番	新名浩		

農地利用最適化推進委員の出席者

出席委員（15名）

15番	岩田政詞	16番	黒木義行
17番	橋口泉	18番	菊田泰徳
19番	佐藤力	20番	田代百合子
21番	河野美紀	22番	黒木博
23番	海野茂実	24番	伊東松実
25番	溝口一文	26番	黒木藤市
28番	黒木豊喜	29番	山口佐知男
30番	児玉克朗		

欠席委員（1名）

7番 海野善文

事務局出席者

事務局 長	寺原君保	事務局 長 補 佐	柏田高宏
主任 主 事	黒木信介	主任 主 事	井本彩

農業畜産課

課長補佐兼農業政策係長	海野靖幸	主 事	河野加奈
-------------	------	-----	------

## 記 録

### 日程第1 議事録署名者の指名

5番 平野直樹

6番 山本孝志

### 日程第2

議案第 8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第 9号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第10号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用  
集積等促進計画について

議案第11号 非農地証明願いについて

議案第12号 農地のあっせん申出について

議案第13号 地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）（案）に係る意見聴取について

報告第 6号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第 7号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第 8号 農地改良届について

報告第 9号 農地転用許可申請後の許可状況報告について

# 記 録

以上、会議の顛末を記し、記録に相違ないことを認めここに署名する

会 長

5 番

6 番

議事録

開 会 午後 3 時 0 0 分

議長  ただ今から、令和 8 年日向市農業委員会 2 月定例総会を開会します。  
 日程第 1  議事録署名委員については、5 番平野直樹委員、6 番山本孝志委員を指名します。よろしくお願ひします。  
 次に、日程第 2  議案審議に入ります。  
 最初に、議案第 8 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてであります。事務局から説明をお願いします。

事務局  受付番号 4、土地の所在地は塩見、畑が 1 筆で 6 1 m<sup>2</sup>です。贈与による所有権移転で、所有権移転後は露地野菜を作付けされると伺っています。  
 受付番号 5、土地の所在地は美々津町、田が 1 筆で 2. 0 9 m<sup>2</sup>です。贈与による所有権移転です。以前隣接地を売買した際に申請地がもれていたということで、改めて申請されました。所有権移転後は隣接地と一体的に露地野菜を作付けされると伺っています。  
 受付番号 6、土地の所在地は美々津町、田が 6 筆で 1 4, 0 1 5 m<sup>2</sup>です。売買による所有権移転で、所有権移転後は米を栽培されると伺っています。  
 受付番号 7、土地の所在地は東郷町八重原、田 4 筆、畑 1 筆で 1, 2 5 3 m<sup>2</sup>です。売買による所有権移転で、所有権移転後は米及び露地野菜を作付けされると伺っています。  
 受付番号 8、土地の所在地は東郷町山陰、田が 1 筆で 1, 6 4 7 m<sup>2</sup>です。贈与による所有権移転で、所有権移転後は露地野菜を作付けされると伺っています。  
 全て農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請で、同法の第 2 項の各号には該当いたしません。  
 以上 5 件、皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議長  番号 4 担当の 1 9 番委員から補足があれば説明をお願いします。

1 9 番委員  1 9 番です。二人に話を伺いましたが、別に問題ありません。

議長  次に、番号 5 担当の 2 1 番委員から補足があれば説明をお願いします。

2 1 番委員  2 1 番です。特に問題ありません。

議長  次に、番号 7 担当の 2 4 番委員から補足があれば説明をお願いします。

2 4 番委員  2 4 番委員です。特に問題ありません。

議長  次に、番号 8 担当の 2 9 番委員から補足があれば説明をお願いします。

2 9 番委員  2 9 番委員です。別に問題ありません。

議長  事務局及び担当委員から説明のありました本案件について、質問、ご意見等はございませんか。  
 特にないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 8 号については許可する

議長 ことに決定します。  
次に、議案第9号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてであります。事務局から説明をお願いします。

事務局 受付番号2、土地の所在地は東郷町八重原、畑が5筆で342㎡です。転用目的は宅地です。追認とありますように、既に転用済みです。申請人にお話を伺ったところ、昭和50年頃に亡父が宅地とし、以来、事務所及び自宅の庭用地として利用されていたということで顛末書も提出されています。雨水は敷地内自然浸透及び南側道路側溝へ接続して排水しており、汚水はありません。敷地内はコンクリート舗装されており、周辺農地とは道路で分断されているので、農地への影響はありません。既に転用済みであり、一般基準を満たしており、第2種農地の許可基準に該当し、立地基準も満たしていると考えられます。

受付番号3、土地の所在地は東郷町坪谷、田が6筆で4,486㎡です。転用目的は植林で議案書に追認とありますとおり、既に転用済みです。申請人にお話を伺ったところ、申請地は山間部の川沿いにあり、獣害が多く農地として利用できる土地ではなかったため、30年ほど前に杉を植林したとのことです。農地法の申請が必要なことを知らずに植林してしまったということで、始末書も提出されています。周囲は山林化しているため、周辺農地への影響はありません。また、既に転用されているため新たな資金も必要ないことから一般基準を満たしており、第2種農地の許可基準に該当し、転用目的から代替地もないため、立地基準も満たしていると考えられます。

受付番号4、土地の所在地は東郷町坪谷、畑が8筆で2,001㎡です。転用目的は植林で議案書に追認とありますとおり、既に転用済みです。申請人にお話を伺ったところ、申請地は山間部にあり獣害が多く収穫が見込めず、50年ほど前に杉を、10年ほど前にくぬぎを亡夫が植林してしまっていたとのことです。農地法の申請が必要なことを知らずに植林してしまったということで、始末書も提出されています。周囲は山林化しているため、周辺農地への影響はありません。また、既に転用されているため新たな資金も必要ないことから一般基準を満たしており、第2種農地の許可基準に該当し、転用目的から代替地もないため、立地基準も満たしていると考えられます。

以上3件、皆様のご審議をお願いいたします。

議長 番号2担当の24番委員から補足があれば説明をお願いします。

24番委員 24番委員です。25日に現地調査を行いました。別に問題ないと思います。以上です。

議長 次に、番号3及び番号4担当の29番委員から補足があれば説明をお願いします。

29番委員 29番委員です。25日現地調査を行い、申請人からもお話を伺いましたが特に問題ないと思います。

議長 事務局及び担当委員から説明のありました本案件について、質問、ご意見等はございませんか。特にないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第9号については承認する

記 録

- 議長 ことに決定します。  
ここで休憩します。
- 事務局長 議案第10号の番号8は、委員案件となっております。14番新名浩委員は、ご退室をお願いします。
- 議長 再開します。  
次に、議案第10号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画についての番号8についてであります。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 番号8、土地の所在地は平岩、田が1筆で1,751㎡です。新規での賃貸借権の設定で、期間は令和8年4月1日から10年で、賃料は17,600円で、飼料作を作付けされると伺っています。  
以上1件、皆さまのご審議をお願いします。
- 議長 事務局から説明のありました本案件について、質問、ご意見等はございませんか。  
ないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第10号の番号8については承認することに決定します。  
ここで休憩します。
- 事務局長 14番新名浩委員は、ご入室をお願いします。
- 議長 再開します。  
次に、番号7及び番号9から12について事務局から説明をお願いします。
- 事務局 番号7、土地の所在地は美々津町、田が1筆で1,892㎡です。新規での使用貸借権の設定で、期間は令和8年4月1日から5年で施設果樹を作付けされると伺っています。  
番号9、土地の所在地は富高、田が1筆で725㎡です。使用貸借権の再設定で、期間は令和8年4月1日から1年8ヶ月です。水稻を作付けされると伺っています。  
番号10、土地の所在地は平岩、田が1筆で1,611㎡です。配分のみの設定で、期間は令和8年4月1日から8年6ヶ月、水稻を作付けされると伺っています。  
番号11、土地の所在地は東郷町山陰、田が1筆で2,726㎡です。新規での賃貸借権の設定で、期間は令和8年4月1日から10年で賃料は13,700円、飼料作を作付けされると伺っています。  
番号12、土地の所在地は富高、田が1筆で595㎡です。配分のみの設定で、期間は令和8年4月1日から1年8ヶ月です。水稻を作付けされると伺っています。  
以上5件、皆さまのご審議をお願いします。
- 議長 事務局から説明のありました本案件について、質問、ご意見等はございませんか。  
特にないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第10号の番号7及び番号9から12については承認することに決定します。

次に、議案第11号非農地証明願いについてであります。事務局から説明をお願いします。

事務局 受付番号2、土地の所在地は東郷町坪谷、田3筆、畑1筆で1,998㎡です。申請地は山林及び原野となっており、証明内容どおり10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地となっています。

以上1件、皆様のご審議をお願いいたします。

議長 番号2担当の29番委員から補足があれば説明をお願いします。

29番委員 29番委員です。25日に現地調査を行っており、その後に申請人からもお話を伺いましたが、特に問題ありません。

議長 事務局及び担当委員から説明のありました本案件について、質問、ご意見等はありませんか。

特にないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第11号については証明書を交付することに決定します。

次に、議案第12号農地のあっせん申出についてであります。事務局から説明をお願いします。

事務局 受付番号2、土地の所在地は平岩、田が4筆で4,328㎡です。申出人より借りたいということであっせんの申出がありました。

以上1件、皆さまのご審議をお願いします。

議長 ここで、農地部会長から報告をお願いします。

農地部会長 農地部会長です。総会の前に農地部会を行いました。

色々と話をしましたが、この借りたいという土地につきましては、未相続かつ相続人も不明であり、なかなか権利者までたどりつかないということであっせんを見送るという形をとりたいということになりました。

それと重ねて、ご本人が無農薬野菜を作りたい、幹線道路から離れて農薬が飛散しないような農地を探しているということで、農業委員、推進委員の皆さままでそのような農地に心当たりがあれば申し出てくださいと良いと思います。

以上です。

議長 事務局から説明があり、また、農地部会長から報告のありました本案件について、質問、ご意見等はありませんか。

ご意見がないようですが、農地部会長から報告のありましたとおり、今回のあっせんには取り組むことができないということで、ご了解を願いたいと思います。

最後に、議案第13号地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画 案）に係る意見聴取についてであります。農業畜産課から説明をお願いします。

## 農業畜産課

農業畜産課海野と申します。本日はよろしくお願ひいたします。

それでは、地域農業経営基盤強化促進計画、以後、「地域計画」と言いますが、地域計画の策定につきまして、説明いたします。

昨年度も地域計画の策定に伴い、皆さんにお諮りしたことから、ご存じの方もいらっしゃるかと思いますが、地域計画の策定は、10年後の地域農業のビジョンを明確化し、適正な農地利用の確保、また、農地の集約化の推進による生産性の向上を目的としております。

本計画は地区や地域ごとに策定しますが、昨年度末には19地区を策定したところです。今回は新たに6地区の策定と3地区の計画変更を行いたいと考えております。

新たに策定する地区としましては、小野田地区、福瀬地区、野々崎・萩ノ小原地区、秋留地区、財光寺地区、幸脇・飯谷地区で、変更する地区は、塩見地区、高森山・上松葉山地区、羽坂地区の3地区となっております。

該当する地区を担当する農業委員さん、推進委員さんには事前にお話をさせていただき、ある程度の意見をいただいたところであります。

今回は、その意見を踏まえたくて、こちらで地区ごとの計画案を作成しました。

すべての地区を説明しますとかなりの時間を要しますので、一括で説明させていただきますのでご了承ください。

変更する3地区につきましては、最後に説明いたします。

はじめに、様式5-2号についてであります。

小野田地区を例に説明します。地域における農業の将来の在り方として、区域内の状況、地域農業の現状と課題等を各地域とも記載しております。

課題としましては、市内のどの地区におきましても、人口減少や高齢化の影響により、農業従事者をはじめ、新規就農者などの担い手も減少している状況であることから、地域外からの担い手の確保や関係機関等と協力・連携を行いながら農地等を守っていくことが重要であるといった内容を記載しております。

また、「2 効率的かつ総合的な利用に関する目標」としましては、水稻、WCS、飼料作物の生産の推進や農地中間管理事業の活用、耕畜連携の推進などを記載しているところです。

「3 目標を達成するためとるべき必要な措置」としましては、主に担い手の確保や作業の省力化、農地の集積・集約などの取組等を記載しまして、「4」で担う者一覧で担う者の氏名を表示しております。この一覧の氏名につきましては、個人情報等の観点から認定農業者1、利用者1などの名称とさせていただきます。事前に確認していただきました農業委員さんや推進委員さんには、氏名が記載された状態で確認していただいておりますことを申し添えておきます。

また、「6」の目標地図につきましても別添で示しておりますので各地区ともご確認ください。黄色い農地が認定農業者にや認定新規就農者、青色が所有者を含む利用者、白色が今後検討という風になっておりますが、今の段階では将来の担い手が分からない、不明であったり荒廃している農地ということになっております。

続きまして、今回変更する3地区の説明になりますが、変更の内容としましては、3地区とも耕作地、農地の追加となります。今回追加する農地は、農振農用地でありながら、昨年度に策定した計画に含まれていなかった、漏れていたことから追加するものです。

追加変更の詳細としまして、塩見地区が6名分の36筆、高森山・上松葉山地区が3名分の11筆、羽坂地区が8名分の76筆となります。

簡単に説明させていただきましたが、担い手の追加、目標地図につきまして

## 記 録

は今後、必要に応じて変更や見直しを行うこととしております。その際はまたこうして皆さまにお諮りすることとなりますので、よろしくお願ひします。

また、今回策定する6地区、変更する3地区以外の地区につきましても、耕作者や耕作地の追加や修正など、要望がある場合は農業畜産課までご相談ください。

以上で、説明を終わります。

よろしくお願ひいたします。

議長 農業畜産課から説明のありました本案件について、質問、ご意見等はございませんか。

14番委員 14番委員です。上松葉山の耕作者が地区外の方が多いと思いますが、変更等をした場合はどうしたら良いですか。

農業畜産課 耕作者の追加等をした場合は、農業畜産課にご相談いただければ対応します。

6番委員 6番委員です。先ほどの上松葉山の件で、資料の赤字部分はどういった意味でしょうか。

農業畜産課 赤字は変更した箇所を示しております。新しく追加になった耕作者や農地等です。

議長 ほかに質問等はないでしょうか。  
ないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第13号については原案のとおりとします。

以上をもちまして、議案の審議を終了します。

続きまして、報告第6号から9号までについて、事務局長から報告をお願いします。

事務局長 最初に、報告第6号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてです。議案書30ページから34ページまでです。

届出件数は5件、土地は田3筆、畑7筆で面積は2,689.29㎡です。

転用目的につきましては、個人住宅等であります。

次に、報告第7号農地法第18条第6項の規定による通知についてです。議案書別紙35ページから37ページまでです。

通知件数は2件、耕作者の変更に係る合意解約であり、土地は田10筆で面積は7,645㎡であります。

次に、報告第8号農地改良届についてです。議案書38ページから40ページまでです。

届出件数は4件、土地は田6筆、畑4筆で面積は3,550㎡であります。

以上、報告第6号から報告第8号について、既に事務局で届出を受理し、専決処分していることを御報告いたします。

最後に、報告第9号農地転用許可申請後の許可状況報告についてであります。議案書41ページから42ページまでです。

令和7年12月の定例総会で可決した第4条申請1件について、県知事から許可が下りていることを御報告いたします。

## 記 録

事務局長	以上となります。
議長	事務局長からの報告案件について、質問、ご意見等はございませんか。 特にないようですので、報告案件を終了します。 以上を持ちまして、令和8年日向市農業委員会2月定例総会を閉会します。